

国地契第63号

国官技第404号

国営計第221号

平成14年3月29日

(最終改正：令和6年12月20日)

各地方整備局 総務部 契約管理官 殿
企画部 技術開発調整官 殿
営繕部 営繕品質管理官 殿

大臣官房

地方課公共工事契約指導室長

技術調査課建設技術調整室長

官庁営繕部計画課営繕計画調整官

工事請負業者選定事務処理要領における指名基準に係る
技術的難易度等の運用について

「工事請負業者選定事務処理要領」（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号）第16二、三における一般土木工事、建築工事、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事に関する予定価格及び技術的難易度の取扱いは、当面の間、別表のとおり取り扱うこととしたので通知する。

なお、技術的難易度については、「請負工事成績評定要領の運用について」（平成13年3月20日付け国官技第93号）における「地方整備局工事技術的難易度評価実施要領」、「請負工事成績評定要領の運用について」における電気通信設備工事に係る別記様式等の追加について」（平成13年6月29日付け国官技第98号）又は「営繕工事に係る請負工事成績評定要領の運用について」（平成13年3月30日付け国営技第32号）における「地方整備局営繕工事技術的何度評価実施要領」に準拠して算定するものとする。

ただし、選定要領第4第2項による国土交通大臣の承認を受けた場合にあつては、本運用は適用しないものとする。

(別表)

一般土木工事及び建築工事

条項等	等級区分	予定価格	技術的難易度
第 16 二関係	B	4 億 9,000 万円未満	I ~ II
第 16 三関係	B	B 等級に認定されている者のみでは、競争性を確保した上での適切な施工が見込めない工事	
	C	2 億 4,000 万円以上	III ~ VI

電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事

条項等	等級区分	予定価格	技術的難易度
第 16 二関係	A	3 億 3,000 万円未満	I ~ II
第 16 三関係	B	1 億 8,000 万円以上	IV ~ VI

附則

1. 本通達は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
2. 「工事請負業者選定事務処理要領における一般土木工事に関する指名基準に係る技術的難易度の運用について」（平成 13 年 3 月 30 日付け国官地第 46 号、国官技第 100 号）及び「工事請負業者選定事務処理要領における建築工事、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事に関する指名基準に係る技術的難易度の運用について」（平成 13 年 3 月 30 日付け国官地第 52 号、国営計第 91 号）は廃止する。